

長浜市長 あて

リフォームにかかる誓約書

長浜市なかなか、いい暮らし応援補助金交付要綱第8条の規定による補助金の交付申請に当たり、以下の事項を誓約します（※ 左側の□にチェックを入れ、署名してください）。

1. リフォーム事業の制約事項

本補助金を申請し、交付決定を受けてから着工します。

2. 居住の継続

この補助金を受けた日から5年を超えて補助対象となった住宅に居住します。

5年以内に補助対象となる住宅の売却、譲渡、賃貸等を行った場合や交付決定の内容に違反した場合等に、補助金の返還を命じられる可能性があることを理解しています。また、やむを得ず転居する場合は、事情の説明を行います。

3. 補助金の交付時期と回数

実績報告の時期により、補助金の交付ができる時期が異なります。
実績報告から補助金交付までに**6か月**程度かかる可能性があることを了承します。

この補助金の交付は、1度限りであることを理解しています。

4. 要件の確認

補助対象経費（補助対象工事費用）について、市の他の補助金の交付を受けている場合、**差額**が補助金額として交付されることを理解しています。
（※差額が発生しない場合、補助金の交付を受けることはできません。）

補助対象となる住宅は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反する住宅又は公共工事の施工に伴う補償の対象となる住宅のいずれにも該当しません。

補助対象となる住宅に居住する者全員に、市税等の滞納はありません。

補助対象となる住宅に居住する者全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

補助対象となる住宅に居住する者全員が、過去にこの補助金、長浜市定住住宅改修促進事業助成金、長浜市子育て世帯・若者夫婦のZEH住宅等新築支援事業補助金、長浜市こども若者住宅新築支援事業補助金、長浜市こども若者次世代住宅新築補助金又はながはま次世代住宅新築リフォーム支援事業補助金の交付を受けたことはありません。

5. その他の同意事項

補助対象事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断するために必要な場合は、現地調査等に協力することを了承します。

補助金の交付決定後に実施する市のアンケート調査に協力します。

年 月 日

申請者
氏名

（※）

（※）本人が署名しない場合は、記名押印してください。